

労災に関する全てのこと

働く方も、事業主の方も、お気軽にご相談ください。



労働保険
適用・徴収

労災保険相談ダイヤル



ろ う さ い
0570-006031

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みします）

労災補償該当相談

各種請求関係・手続き相談

労災保険指定医療機関に関する相談

アスベスト等に関する相談

ご相談例

仕事中にケガをしました。
労災の手続や
請求書の書き方に
ついて教えてください。

どこに行けば
無償で治療が受けられる？
**労災保険指定
医療機関**が知りたい！

**新しく事業を
立ち上げました**が、
労働保険についてどのような
手続を行う必要がありますか？

石綿（アスベスト）
による病気が労災になるのは
どんな場合ですか？

社員が仕事中にケガをしました。
事業主としてどのような
手続を行えばよいですか？

労働保険料の納付は
いつ、どのように行えばよいですか？

※労災に該当するかどうかは、労働基準監督署が調査の上、判断します。

※ご利用の際は、通話料がかかります。IP電話など、一部の電話からはご利用になれません。